

京都府土砂等による 土地の埋立て等の規制に関する条例

- 汚染土砂等による埋立て等は禁止です。
- 3,000㎡以上の埋立て等を行う場合は、許可が必要です。

京都府では、汚染土砂の搬入による生活環境の被害・土地の不適正埋立て等による災害発生を防止するとともに、産業廃棄物の不法投棄に対応するため、「京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」を制定しています。
この条例では、埋立基準に適合しない土砂等による土地の埋立て等を一律に禁止するとともに、大規模な埋立て等については、事前に許可を受けるなどのルールを定めています。

条例で規制される土砂等とは

土 砂…………… いわゆる土、岩石及び砂利(砂及び玉石を含む)などをいいます。
土砂等…………… 土砂に混入した物や土砂に付着した物は、土砂と併せて土砂等として規制の対象になります。

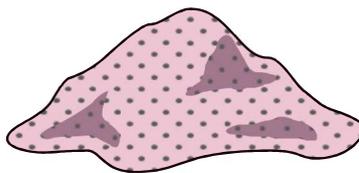
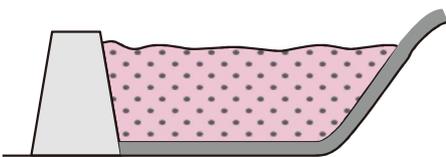
例:再生骨材を土砂に混入した埋立て資材など

条例で規制される埋立て等とは

埋立て、盛土等のほか、土砂等の土地への堆積^{※1}や容器を用いた保管^{※2}も対象となります。

※1 製品の製造・加工のための原材料の堆積は除きます。

※2 試験研究のための保管は除きます。



各主体の責務

不適正な土地の埋立て等を防止するため、土砂等による土地の埋立て等を行う者だけでなく、一連の関係者(土砂等の発生者、運搬者及び土地所有者等)も責務が課せられています。

土地の埋立て等を行う者

- ・ 土砂等の流出、崩壊その他の災害防止の観点から、当該土地の埋立て等を安全に行うことができる土砂等の数量を把握するよう努めること
- ・ 埋立て等区域の周辺の地域の住民の理解を得るよう努めるとともに、生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置を講じること

土砂等を発生させる者

- ・ 土砂等の発生抑制に努めること
- ・ 発生させる土砂等により、不適正な土地の埋立て等が行われぬよう努めること

土砂等を運搬する事業を行う者

- ・ 不適正な土地の埋立て等に用いられる土砂等を運搬することがないよう努めること

土地の所有者、占有者、管理者

- ・ 所有、占有又は管理する土地で、不適正な埋立て等が行われることのないよう努めること
- ・ 不適正な埋立て等が行われていることを知ったときは、当該埋立て等が是正されるよう必要な配慮その他必要な措置を講じること
- ・ 府及び市町村が実施する土地の埋立て等に関する施策に協力すること

万が一、不適正な土地の埋立て等^{※1}が行われ、土砂等の流出、崩壊その他の災害により人の生命、身体又は財産を害するおそれがある場合で、当該土地の所有者等が上記責務に反しているときは、勧告の対象となります^{※2}。

※1 3,000㎡未満のものは除く。

※2 京都府から、必要な措置を講じるよう勧告を受けることがあります。

土地所有者等へのお願い

不適正な土地の埋立て等が行われた場合、土地所有者等にも管理責任が及ぶことがあります。土地を貸している相手に不審な点がある場合には、契約解除や、関係機関への相談を行うなど、トラブルに巻き込まれないよう、自分の土地は自分の手で守りましょう。

また、目が行き届かない空き地には、柵や施錠などの侵入防止対策をとりましょう。

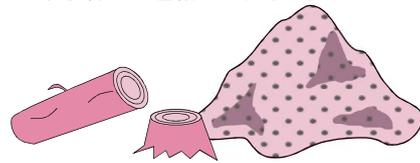
うまい話に注意！

「無料で農地を嵩上げする」との話に安易に同意したところ、廃棄物が混じった土砂で埋立てをされてしまい、廃棄物撤去にお金を要した…



相手任せは危険！

自分の土地を資材置場として貸していたところ、知らない間に木々が違法伐採され、大量の土砂が持ち込まれた。元の姿に戻したいが、業者とは連絡がとれなくなっていた…



1. 埋立基準に適合しない土砂等による埋立て等の禁止(一律規制)

○埋立て等が禁止される土砂等

埋立基準^{*}を超えるもの

^{*} 埋立基準は、カドミウム、鉛、ひ素、水銀など28項目について定められています。
基準値は土壌環境基準の溶出量基準と同じです。

項目	基準値 (溶出基準)	項目	基準値 (溶出基準)
カドミウム	≦0.003mg/L	1,2-ジクロロエチレン	≦0.04mg/L
全シアン	不検出	1,1,1-トリクロロエタン	≦1mg/L
有機リン	不検出	1,1,2-トリクロロエタン	≦0.006mg/L
鉛	≦0.01mg/L	トリクロロエチレン	≦0.01mg/L
六価クロム	≦0.05mg/L	テトラクロロエチレン	≦0.01mg/L
ひ素	≦0.01mg/L	1,3-ジクロロプロペン	≦0.002mg/L
総水銀	≦0.0005mg/L	チウラム	≦0.006mg/L
アルキル水銀	不検出	シマジン	≦0.003mg/L
PCB	不検出	チオベンカルブ	≦0.02mg/L
ジクロロメタン	≦0.02mg/L	ベンゼン	≦0.01mg/L
四塩化炭素	≦0.002mg/L	セレン	≦0.01mg/L
クロロエチレン	≦0.002mg/L	ふっ素	≦0.8mg/L
1,2-ジクロロエタン	≦0.004mg/L	ほう素	≦1mg/L
1,1-ジクロロエチレン	≦0.1mg/L	1,4-ジオキサン	≦0.05mg/L

○対象区域

京都市を除く、府域全域が規制の対象です。

(京都市内は、京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例が適用されます。)

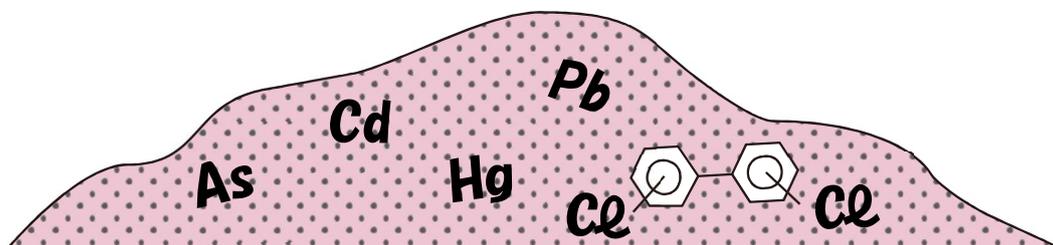
○埋立基準に違反した場合

停止命令、除去命令などを受けます。

(命令違反は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金)

○規制対象外となる場合

- ①土地の造成等で、その区域内において区域内の土砂等のみを用いて行うもの
- ②廃棄物処理法の許可を受けた最終処分場
- ③土壌汚染対策法の許可を受けた者が設置する汚染土壌処理施設



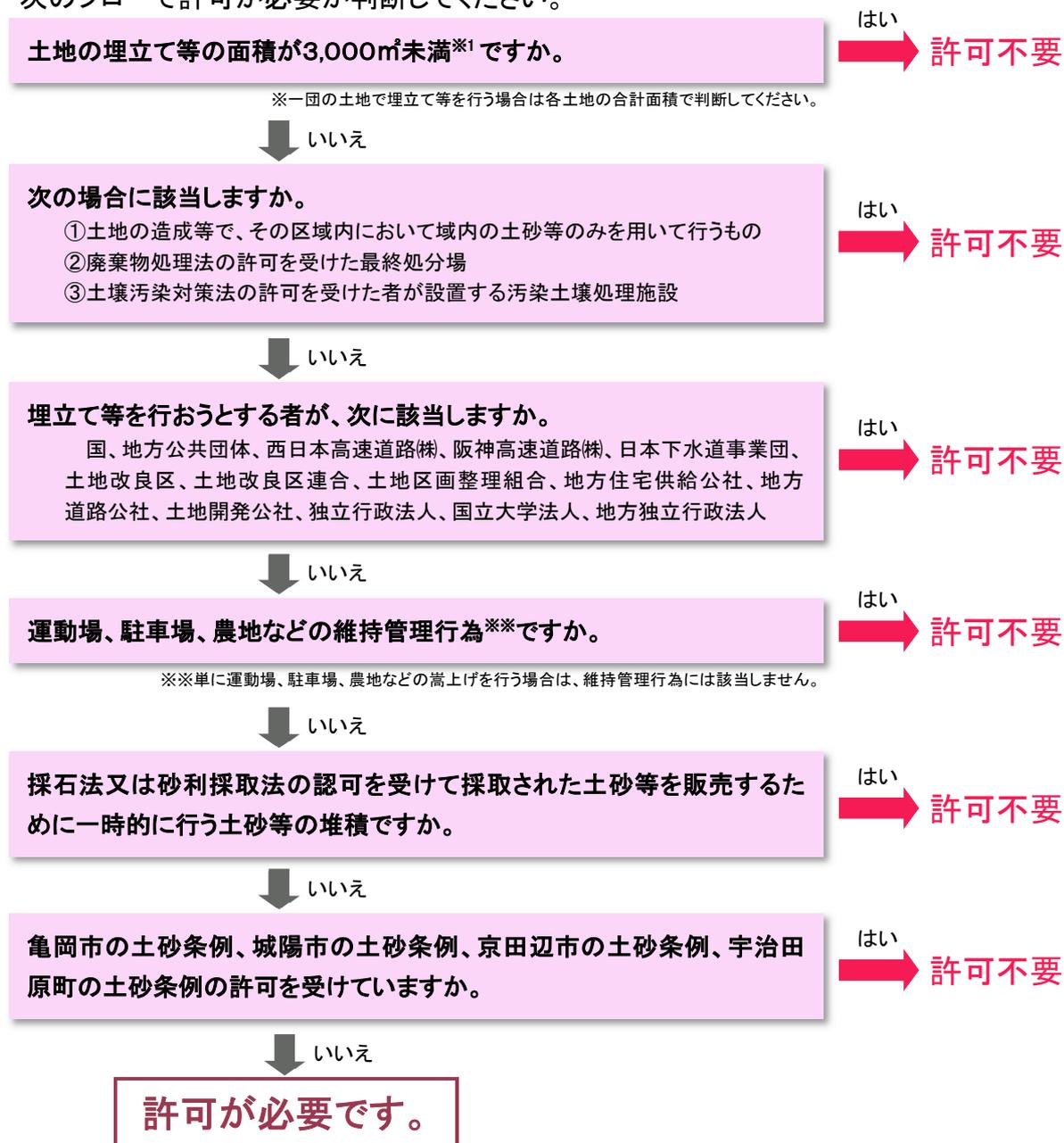
2. 土砂等による土地の埋立て等の許可

○許可申請を行う者

- ・土地の埋立て等を行おうとする者が、許可申請を行います。
例: 宅地造成を行う開発者、残土処分場を経営する者等
- ・請負工事により土地の埋立て等を行う場合は、発注者が土地の埋立て等を行う者に該当します。

○許可が必要な場合

- ・3,000㎡以上の埋立て等については、あらかじめ許可を受ける必要があります。
- ・次のフローで許可が必要か判断してください。



その他非常災害の応急措置として行う土地の埋立て等についても対象外となります。

○許可申請等の流れ

許可申請手続は、土地の埋立て等を行う場所を所管する保健所に対して行います。

また、京都府では、許可手続に当たって、事前協議制を取っています。

事前協議

→

許可申請

→

許可(or 不許可)

事前協議書や許可申請書に次の書類を添付して行います。

なお、追加でその他の書類が必要となることもありますので、詳細は手引をご確認ください。

○(法人の場合)法人の登記事項証明書
○埋立て等区域及びその周辺の区域の土地の登記事項証明書
○不動産登記法第14条第1項に規定する地図又は第4項に規定する図面の写し
○(所有権を有しない場合)土地の使用権原を証する書面
○土砂等搬入計画(規則第2号様式)
○土砂等発生元証明書(規則第3号様式)
○土砂等の発生から処分までの処理工程図
○埋立て等区域の現況図、求積図
○埋立て等区域及びその周辺の区域の位置図、計画平面図、計画断面図
○排水施設の計画平面図、計画断面図
○埋立て等区域及びその周辺の区域の地盤調査の結果を記載した書面又は地盤調査を行う必要がないことを証する書面
○(土質試験その他の調査に基づき安定計算を行った場合)安定計算の内容を記載した書面
○(擁壁を設置せず、安定計算が必要な場合)土地の埋立て等の構造の安定計算書
○(擁壁を設置する場合)擁壁の概要、断面図、背面図、構造計画、構造計算書
○土砂等発生場所に係る位置図、現況図、求積図
○土砂等の予定容量計算書
○土砂等発生場所における土壌調査試料採取地点の位置図、現場写真
○土壌調査試料採取報告書(規則第4号様式)
○土壌分析結果証明書
○(他法令等の許認可等を要する場合)他法令の許認可等を受けたことを証する書類
○暴力団員等に該当しない旨の誓約書(規則第5号様式)

○許可申請の手数料

許可申請手数料は次のとおりです。

新規許可	変更許可
59,160円	34,680円

○許可の基準

- ①土地の埋立て等に用いる土砂等が埋立基準に適合していること。
- ②土地の埋立て等の施工計画が技術上の基準に適合していること。
(土砂等の崩落や擁壁の倒壊の防止等の措置)
- ③土地の埋立て等区域の周辺地域の生活環境の保全及び災害防止のための基準に適合していること。
(管理体制等)
- ④申請をする者が暴力団員等に該当しないこと。

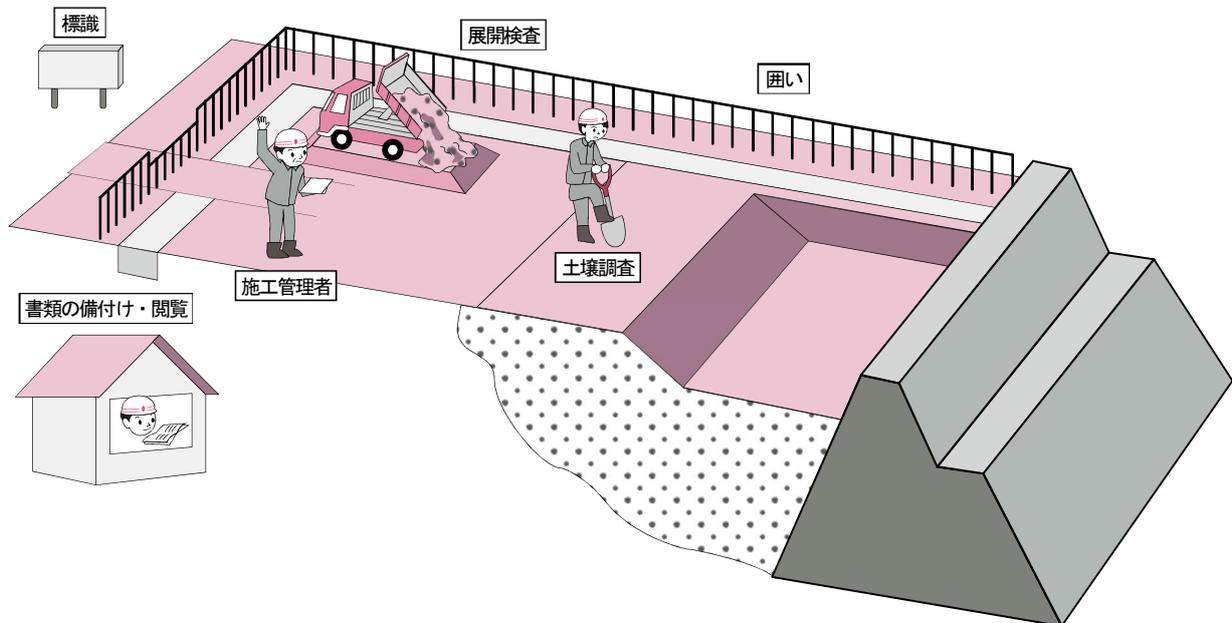
○周辺住民への周知

住民説明等を行い周辺住民に計画内容を周知してください。

他法令に基づく許可等に当たって説明済みの場合は、改めての周知は不要です。

○許可取得後に必要な主な手続等

変更許可の申請	埋立て等区域の面積、埋立て等に用いる土砂等を発生させる者、数量等に変更がある場合
軽微な変更の届出	変更許可に該当しない軽微な変更等をした場合
着手の届出	土地の埋立て等に着手した場合
展開検査と報告	ダンプ等ごとに土砂等を展開して、土壌汚染のおそれがある物の混入等がないことを目視検査。展開検査結果を3月ごとに府へ報告
土壌調査と報告	3月ごとに、その間に土地の埋立て等を行った区域の土壌を調査。調査結果を府へ報告
施工管理者の設置	特に資格要件はありません。(適切に管理できる方)
標識の掲示	埋立て等の場所に許可内容を記載した標識を掲示
帳簿の記載	搬入時刻・搬入者・車両、土砂等の数量、展開検査の結果などを記録
書類の備付けと閲覧	帳簿、府に提出した許可申請書・各種届出・報告書等の備置き。周辺住民等の求めに応じて開示
完了等の届出	土地の埋立て等を完了、廃止、休止又は再開した場合
地位の承継の届出	許可を受けた者について相続、合併又は分割があり、地位を承継した場合
関係書類の保存	土地の埋立て等の完了又は許可を取消しされた日から5年間、府に提出した書類の写し及び帳簿を保存



○無許可の場合や許可基準に違反した場合は

停止命令、除去命令などを受けます。

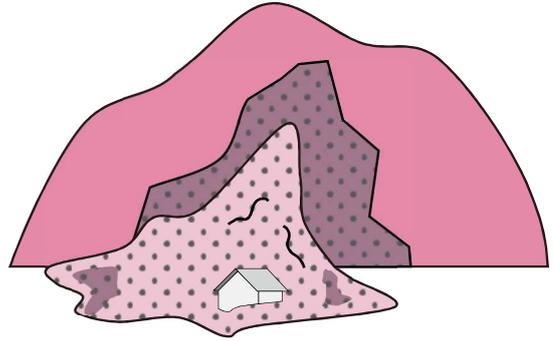
(無許可行為、命令違反は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金)

3. 土砂等搬入禁止区域の指定

○土砂等搬入禁止区域の指定

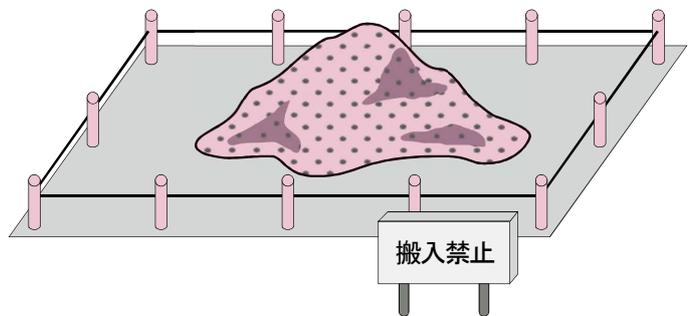
埋立て等行為が継続されることで、土砂等の流出、崩壊その他の災害により人の生命、身体又は財産を害するおそれがあると認められる埋立て等区域(3,000㎡以上)及び周辺区域を、緊急的措置として、土砂等搬入禁止区域に指定することがあります。

土砂等搬入禁止区域の指定地については、京都府公報への掲載により公示するとともに、標識、杭及びロープ等の設置により、その区域を明示します。



○土砂等搬入禁止区域における規制

何人も土砂等搬入禁止区域に土砂等の搬入することはできません。ルールに反して、土砂等の搬入をした者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金となります。



○土砂等搬入禁止区域の指定解除

土砂等搬入禁止区域に指定された土地において防災措置等が講じられるなど、指定した事由が消滅したことが確認された場合は、指定を解除します。

なお、指定期間の満了時点でも、防災措置等が行われず、あるいは防災措置等が行われたにも関わらず、依然として災害が発生するおそれが高い場合は指定期間の延長を行うことがあります。

問い合わせ先

名 称	電 話 番 号	備 考
京都府乙訓保健所（環境衛生課 環境係）	075-933-1341	各保健所管内で行われている（行う計画の）土砂等による土地の埋立て等に関すること。
京都府山城北保健所（環境課 廃棄物対策係）	0774-21-2913	
京都府山城南保健所（環境衛生課 環境係）	0774-72-4303	
京都府南丹保健所（環境衛生課 環境係）	0771-62-4755	
京都府中丹西保健所（環境衛生課 環境係）	0773-22-6383	
京都府中丹東保健所（環境衛生課 環境係）	0773-75-1156	
京都府丹後保健所（環境衛生課 環境係）	0772-62-1361	
京都府総合政策環境部 循環型社会推進課	075-414-4228	本条例全般に係ること。



京都府 循環型社会推進課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
TEL.(075)414-4228 FAX.(075)414-4710

令和5年5月発行